

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する
省令案について（概要）

令和 8 年 8 月

厚生労働省政策統括官付医療情報連携担当参事官室

1. 改正の趣旨

- 医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）により、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「法」という。）が改正され、電子診療録等情報を全国の医療機関の間で共有できるよう、電子カルテ情報共有サービスの構築を進めているところ。
- 今般、健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループ等での検討を踏まえ、医療DXの推進を図るため、電子診療録等情報に健診に関する情報を追加するなど、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第 34 号）について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- （1） 法第 12 条の 3 第 1 項に規定する電子診療録等情報について、健診に関する情報を追加する。
- （2） （1）の改正に伴い、法第 12 条の 3 第 2 項による国民による電子診療録等情報の閲覧、医師等に対する電子診療録等情報の提供及び医師等による電子診療録等情報の閲覧を可能とする情報について、健診に関する情報を追加する。
- （3） （1）の改正に伴い、医療保険者等について、電子診療録等情報（健診実施時点で当該医療保険者等の被保険者等である者の健診に関する情報に限る。）の当該医療保険者等に対する提供又は当該医療保険者等による閲覧を可能とする規定を新設する。
- （4） 法第 12 条の 3 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める場合に、電子診療録等情報（健診に関する情報に限る。）の利用に関して、健診を受診した者の同意が得られた場合を追加する。
- （5） その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 法第 12 条の 3 第 1 項及び第 2 項 等

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 8 年 10 月中旬（予定）
- 施行期日：公布日